

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則
(平成二十四年十二月二十日規則第五百四十四号)

改正	平成二十八年	一月二二日
	同 二八年	五月 六日
	同 二八年	九月一六日
	同 二九年	三月一六日
	同 二九年	二月二二日
	同 三〇年	八月二四日
	同 三〇年	一月二四日
	同 三一年	一月一七日
	令和 元年	一月二二日
	同 元年	二月二〇日
	同 二年	八月二〇日
	同 三年	一月二二日
	同 三年	四月一六日
	同 三年	六月一八日
	同 三年	二月一七日
	同 四年	九月一五日

- 1 -

(目的)

第一条 この規則は、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程(会規第九十五号。以下「規程」という。)第十一條第四項及び第十三條の規定による委任に基づく事項を定めることを目的とする。

2 この規則において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

(依頼者の本人特定事項の確認を要する資産管理行為等に係る資産の金額)

第二条 規程第二條第一項の規則で定める金額は、二百万円とする。

(自然人である依頼者の本人特定事項の特例)

第三条 規程第二條第一項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 1 自然人である依頼者が外国に所在するため住居又は生年月日を証明することが不可能又は著しく困難な場合
氏名、旅券番号等当該外国において自然人を特定するために事業者が確認する事項
- 2 自然人である依頼者が逮捕、勾留、刑の執行等の理

由により刑事収容施設において身体を拘束されている場合 裁判所が依頼者の身体拘束の根拠を示した文書において当該依頼者を特定するために記載された事項(本人特定事項の確認方法の特例)

第四条 規程第二條第三項第五号に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、規程第二條第三項第五号に規定する規則で定める方法は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 1 依頼者が外国に所在するため、規程第二條第三項第一号又は第二号に掲げる方法によって本人特定事項の確認ができない場合又は転送不要郵便物等として送付することができない場合 当該外国において事業者が本人特定事項を確認するために用いる方法その他規程第二條第三項第一号又は第二号に掲げる方法と同程度に信頼のおける方法
- 2 依頼者が逮捕、勾留、刑の執行等の理由により刑事収容施設において身体を拘束されている場合 勾留状謄本、判決書等裁判所が依頼者の身体拘束の根拠を示した文書であつて、依頼者の本人特定事項が記載されたものの交付を受け、又は閲覧する方法

(重要な公的地位を占める者に準ずる者及び犯罪収益の

- 3 -

移転防止に関する制度の整備が不十分と認められる国等)

第五条 規程第三條第三号イに規定する規則で定める者は、同号イに規定する外国の元首又は外国の政府等において重要な地位を占める者であつた者であつて、その者が現在及ぼし得る影響力の程度、過去において占めていた地位と現在における職務との関連性等の事情を考慮して犯罪収益の移転の危険性が高いと認められるものとする。

2 規程第三條第四号に規定する規則で定める国又は地域は、イラン及び北朝鮮とする。

(当該自然人の本人特定事項等の確認方法)

第六条 規程第四條第一項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 1 委任状その他の当該自然人が依頼者のために資産管理行為等又は取引等の任に当たっていることを証する書面を当該自然人が所持していることを確認する方法
- 2 当該自然人が依頼者の代表権を有する役員として登記されていることを確認する方法
- 3 依頼者の本店、主たる事務所、営業所等に電話をかける等して当該自然人の依頼権限を確認する方法

- 4 -

- 2 -

2 規程第四条第二項及び第四項の規則で定める方法は、規程第二条第三項各号に掲げる方法により当該自然人の本人特定事項を確認する方法とする。ただし、当該自然人への委任契約書等の送付については、当該自然人の住居に代えて、依頼者の本店、営業所その他当該依頼者が業務を行うと認められる場所に送付することができるものとする。

(実在することが確実であるもの)

第七条 規程第四条第三項第三号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人
- 二 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これに準じるものの二分の一以上を出資している法人
- 三 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
- 四 有価証券の売買を行う市場(第五条第二項に規定する国又は地域にある市場を除く。)に上場又は登録をしているもの

(確認記録の内容)

第八条 規程第五条第一項の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。

- 一 自らが行う資産管理行為等及び取引等の準備又は実行について調査し、及び分析すること並びに当該調査及び分析の結果について、必要に応じて見直しを行い、及び変更を加えること。
 - 二 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、本人確認等の措置を行うに際して必要な情報の収集、整理及び分析を行うこと。
 - 三 第一号の調査及び分析の結果を勘案し、確認記録及び取引記録を継続的に精査すること。
 - 四 規程第三条各号に該当する資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行について第二号の規定による情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載した書面を作成し、確認記録及び取引記録と共に保存すること。
 - 五 本人確認等の措置的的確な実施のために必要な監査を実施すること。
- (年次報告書の様式等)
- 第十一条 規程第十一条第四項に規定する規則で定める様式は、別記様式又は別記様式の報告事項に改変を加えないものであって本会が認めた様式とする。

- 7 -

一 本人特定事項の確認を行った者の氏名その他当該確認者を特定するに足りる事項

二 本人特定事項の確認のために採った措置並びに本人確認書類の提示を受けたときはその日付及び時刻

(取引記録の内容)

第九条 規程第五条第二項の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。

一 依頼者の本人特定事項の確認記録を検索するための事項

- 二 資産管理行為等又は取引等の日付
- 三 資産管理行為等又は取引等の種類
- 四 資産管理行為等又は取引等に係る財産の価額
- 五 財産移転を伴う資産管理行為等又は取引等にあつては、当該財産移転に係る移転元又は移転先(弁護士等が行うのが当該財産移転に係る取引、行為又は手続の一部分である場合は、それを行った際に知り得た限度において最初の移転元又は最後の移転先をいう。以下同じ。)の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項

(本人確認等の措置を的確に行うための措置)

第十条 規程第九条第五号に規定する規則で定める措置

- 2 規程第十一条第四項に規定する規則で定める添付書類は、次に掲げる事由(弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人についてはその社員に係る事由をいう。)により前年度において弁護士等の職務を行っていない弁護士等について、当該事由を疎明する資料とする。
 - 一 出産
 - 二 育児
 - 三 疾病
 - 四 傷害
- (年次報告書の提出方法)
- 第十二条 規程第十一条第四項に規定する規則で定める提出方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 持参する方法
 - 二 郵送する方法
 - 三 ファクシミリを利用して送信する方法
 - 四 ウェブサイトへ入力する方法
 - 五 電子メールに添付し、送信する方法
- 附則
- 1 この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。

- 8 -

- 6 -

2 災害に際しては、当該災害による被害の状況に鑑み、第四条の規定にかかわらず、規程第二第三項第一号及び第二号に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、依頼者が当該災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所のある所在地を有する者であつて、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)により、同規則第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、本人特定事項の確認方法につき特例措置が講じられている場合を規程第二第三項第五号に規定する規則で定める場合とし、依頼者が自然人である場合にあつては当該自然人から、依頼者が法人である場合にあつては当該法人の代表者、代理人又は使用人として依頼その他の事務を行う者からの申告を受ける方法(以下「申告による本人特定事項の確認方法」という。)を規程第二第三項第五号に規定する規則で定める方法とする。この場合において、弁護士等は、当該依頼者について、規程第二第三項第一号及び第二

- 9 -

号に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、規程第二第三項第一号及び第二号に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

3 弁護士等は、申告による本人特定事項の確認方法を行う場合において、規程第六条第一項に規定する依頼の目的の検討又は規程第八条第一項に規定する預託の目的の検討をするに当たつては、自然人本人確認書類、法人本人確認書類等による本人特定事項の確認ができないことを踏まえ、当該依頼又は預託の理由その他の事情を十分に精査する等、当該依頼又は預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて、一層慎重な検討を行うものとする。

附 則 (平成二八年一月二二日改正)

第三条から第五条まで、第六条第一項及び第十条(新設)の改正規定は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百十七号)の施行の日から施行する。

(平成二七政令第三三七号で平成二八年一〇月一日から施行)

附 則 (平成二八年五月六日改正)

ら施行する。

附 則 (平成三〇年八月二四日改正)

附則の改正規定は、平成三十年八月二十四日から施行し、平成三十年七月十三日から適用する。

附 則 (平成三〇年一〇月二四日改正)

附則第三項及び附則第四項の改正規定は、平成三十年十月二十四日から施行し、平成三十年九月十四日から適用する。

附 則 (平成三一年一月一七日改正)

別記様式の改正規定は、平成三十一年一月十七日から施行する。

附 則 (令和元年一月二二日改正)

附則第四項及び附則第五項の改正規定は、令和元年十一月二十二日から施行し、令和元年十月十八日から適用する。

附 則 (令和元年二月二〇日改正)

別記様式の改正規定は、令和元年十二月二十日から施行する。

附 則 (令和二年八月二〇日改正)

附則第五項及び附則第六項の改正規定は、令和二年八月二十日から施行し、令和二年七月十日から適用する。

附 則 (令和三年一月二二日改正)

1 (施行期日)
附則の改正規定は、平成二八年五月六日から施行し、平成二八年四月二十二日から適用する。
(経過措置)

2 依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則(規則第百五十四号)の一部改正(平成二八年一月二十二日理事会議決)の施行の日の前日までの間に於けるこの改正規定による改正後の依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則附則第二項の適用については、「規程第二条第三項第一号及び第二号」とあるのは、「規程第二条第三項第一号から第三号まで」と、「規程第二条第三項第五号」とあるのは、「規程第二条第三項第四号」とする。

附 則 (平成二八年九月一六日改正)

第七条第四号の改正規定は、平成二八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月一六日改正)

附則の改正規定は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年二月二二日改正)

第一条第一項、第十一条(新設)、第十二条(新設)及び別記様式(新設)の改正規定は、平成三十年一月一日か

- 11 -

- 12 -

- 10 -

附則第二項から第六項までの改正規定は、令和三年一月二十二日から施行する。

附則(令和三年四月一六日改正)

附則第二項の改正規定は、令和三年四月十六日から施行する。

附則(令和三年六月一八日規則第二〇〇号(令和四年九月一五日一部改正)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第一条、様式改正)

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行)

附則(令和三年一月一七日改正)

別記様式の改正規定は、令和三年十二月十七日から施行する。

別記様式（第11条関係）

年次報告書

弁護士会会長 殿

私（当法人）は、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程（以下「規程」といいます。）第11条の規定に基づき、次の報告期間における同条第1項各号に掲げる事項について下記のとおり報告します。

報告期間： 年4月1日から 年3月31日まで
記

第1 弁護士等としての執務状況

報告期間内における弁護士等としての執務状況（規程第11条第1項第1号）は、次のとおりです。

（該当する項目いずれかに☑を付けてください。）

- ① 一部又は全期間を通じて弁護士等の職務を行っていました。
- ② 全期間を通じて組織内弁護士等として属する組織の業務のみを行っていました。→第3へ
- ③ 次の事由（弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人についてはその社員に係る事由をいいます。）により、全期間を通じて弁護士等の職務を行いませんでした。→第6へ
 - ア 高齢 イ 出産（※） ウ 育児（※） エ 疾病（※）
 - オ 傷害（※） カ 留学
 - キ その他の事由（以下に具体的にお書きください。）

※「イ 出産」、「ウ 育児」、「エ 疾病」又は「オ 傷害」に該当する場合は、その事由を疎明する資料を添付してください。

第2 本人確認等の措置の実施状況

本人確認等の措置（規程第2条から第5条まで）の実施状況（規程第11条第

1項第2号）は、次のとおりです。

1 規程第2条から第4条までの規定に基づく本人特定事項の確認の実施状況は、次のとおりです。

注1：本人特定事項の確認は、受任時ではなく、資産管理行為等又は一定の取引等の準備若しくは実行をするに際して必要になります。したがって、資産管理行為等又は一定の取引等の準備若しくは実行が報告期間に含まれる場合には、受任日が報告期間前であったとしても報告の対象となりますので、選択肢②～④につき御回答ください（複数回答不可）。

注2：本人特定事項の確認を要すると判断した場合に限り確認している方や本人特定事項の確認の要否にかかわらず全件確認している方であっても、報告期間中に本人特定事項の確認を要する法律事務等がなかった場合は、選択肢①に☑を付けてください。

注3：報告期間中に本人特定事項の確認の要否を検討せず、本人特定事項の確認を実施していない場合は、選択肢④に☑を付けてください。

（該当する項目いずれかに☑を付けてください。）

- ① 本人特定事項の確認を要する法律事務等がありませんでした。
- ② 本人特定事項の確認を要する法律事務等があり、本人特定事項の確認を要すると判断した場合に限り確認しました。
- ③ 本人特定事項の確認を要する法律事務等があり、本人特定事項の確認の要否にかかわらず全件確認しました。
- ④ 本人特定事項の確認の要否を検討しなかったため、又は本人特定事項の確認の要否を検討した結果これを必要とする法律事務等があったにもかかわらず、本人特定事項の確認は実施しませんでした。→第3へ

【参考：本人確認が必要な具体例】

- 金200万円以上の資産を預かる場合
 - ・裁判手続を経ずに過払金の支払を請求し、金融業者から預り金口座へ支払を受ける場合
 - ・裁判手続を経ずに交通事故による損害賠償請求をし、保険会社等から預り金口座へ支払を受ける場合
 - ・裁判手続を経ずに遺産分割協議を行い、依頼者又は相手方の支払う代償金を預かる場合
- 特定の取引等の準備又は実行する場合（金員の預託を受けない場合を含む。）
 - ・遺産分割に当たり、不動産を売却する場合
 - ・会社のM&Aに関与する場合
 - ・会社の設立手続を代理する場合

2 規程第2条から第5条までの規定に基づく本人特定事項の確認及び記録の保存が必要か否かについて、次の手段を用いて判断しています。

(該当する項目全てに☑を付けてください。)

- ① 本人特定事項の確認のためのチェックリストなど紙媒体を用意しています。
- ② 本人特定事項の確認のためのコンピュータシステムを導入しています。
- ③ その他の手段 (以下に具体的にお書きください。)

(注：選択肢①又は②記載の手段を用いることが義務付けられているものではありません。①又は②に当てはまらない場合は、③その他を選択し、判断の方法を簡潔にお書きください。)

3 報告期間及び報告期間前に規程第2条から第4条までの規定に基づく本人特定事項の確認を行った場合における規程第5条の規定に基づく本人特定事項の確認記録及び取引記録の保存の実施状況は、次のとおりです。

注1：第2の1で選択肢①を選択した場合であっても、報告期間前に本人特定事項の確認、資産管理行為等又は一定の取引等の準備若しくは実行をしている場合には、これらに係る確認記録及び取引記録の保存状況に関し、選択肢①～④のいずれかを選択してください。

注2：第2の1で選択肢①を選択した場合であって、報告期間前にも本人特定事項の確認を要する法律事務等がなかった、過去に行った本人特定事項の確認を要する法律事務等について報告期間前に記録の保存期間(終了後5年間。規程第5条)を経過している等の事情により、規程第5条に基づく記録の保存をしていないときは、選択肢④に☑を付けてください。

注3：規程第5条に従い、確認記録及び取引記録の双方とも保存している場合には、選択肢①に☑を付けてください。

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

- ① 本人特定事項の確認記録並びに資産管理行為等及び取引等の取引記録の両方を保存しています(規程第5条第1項及び第2項)。
- ② 本人特定事項の確認記録の保存のみ行っています(規程第5条第1項)。

- ③ 資産管理行為等及び取引等の取引記録の保存のみ行っています(規程第5条第2項)。
- ④ 記録の保存は、実施していません。→第3へ

4 規程第5条の規定に基づく本人特定事項の確認記録及び取引記録の保存のために次の手段を用いています。

(該当する項目全てに☑を付けてください。)

- ① 日本弁護士連合会が作成した依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存のためのモデル書式を利用しています。
- ② 依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存のためのコンピュータシステムを導入しています。
- ③ その他 (以下に具体的にお書きください。)

(注：選択肢①又は②記載の手段を用いることが義務付けられているものではありません。①又は②に当てはまらない場合は、③その他を選択し、保存方法を簡潔にお書きください。)

第3 依頼の際及び依頼を受けた後の適切な対応の実施状況

I 依頼の際の適切な対応

依頼の際の適切な対応(規程第6条)の実施状況(規程第11条第1項第3号)は、次のとおりです。

1 法律事務の依頼を受けるに際し、当該依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて

- ① 検討しています。
- ② 法律事務の依頼がありましたが、検討していません。→IIへ
- ③ 法律事務の依頼がなかったので、検討していません。→IIへ

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

2 検討の結果、その目的が犯罪収益の移転に関わるものであると判断した依頼

は、 ① ありました。

② ありませんでした。→IIへ

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

3 依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると判断した依頼について、
次のとおり対応しました。

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

① 受任を拒否しました。

② 受任を拒否しませんでした。

③ 受任を拒否した依頼と拒否しなかった依頼があります。

II 依頼を受けた後の適切な対応

依頼を受けた後の適切な対応(規程第7条)の実施状況(規程第11条第1項
第3号)は、次のとおりです。

1 依頼者から法律事務の依頼を受けた後に、当該依頼の目的が犯罪収益の移転
に関わるものであることを知った案件は、 ① ありました。

② ありませんでした。→第4へ

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

2 依頼を受けた後に依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知
り、次のとおり対応しました。

(該当する項目全てに☑を付けてください。)

① 違法であることを説明し、その目的の実現を回避するよう説得したとこ
ろ、依頼者は説得に応じてくれました。→第4へ

② 違法であることを説明し、その目的の実現を回避するよう説得したも
の、依頼者が説得に応じませんでした。→3へ

③ 違法であることを説明したものの、その目的の実現を回避するよう説得
しませんでした。→第4へ

④ 違法であることを説明せず、その目的の実現を回避するよう説得もしま
せませんでした。→第4へ

(注：②に☑を付けた場合は、次の質問3にも御回答ください。)

3 依頼を受けた後に依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知

り、目的の実現を回避するよう依頼者を説得したものの、説得に応じない依頼
者について、次のとおり対応しました。

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

① 辞任しました。

② 辞任しませんでした。

③ 辞任した依頼と辞任しなかった依頼があります。

④ その他(以下に具体的にお書きください。)

第4 法律事務以外で金員等を預かる際の適切な対応の実施状況

弁護士等の職務の中で、法律事務以外で金員等を預かる際の適切な対応(規
程第8条)の実施状況(規程第11条第1項第4号)は、次のとおりです。

1 法律事務に関連することなく、金員等の資産を預かることを依頼されたこと
は、 ① ありました。

② ありませんでした。→第5(第1②に☑を付けた組織内弁護士等
は末尾の報告年月日欄)へ

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

2 金員等の資産を預かることを依頼された際、その預託の目的が犯罪収益の移
転に関わるものであるか否かを ① 検討しました。

② 検討しませんでした。→4へ

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

3 検討の結果、その目的が犯罪収益の移転に関わるものであると判断した依頼
は、 ① ありました。

② ありませんでした。

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

4 法律事務に関連することなく、金員等の資産を預かることを依頼され、その
依頼を ① 受けました。(→第1②に☑を付けた組織内弁護士等は8へ)

② 受けませんでした。→第5(第1②に☑を付けた組織内弁護士

等は末尾の報告年月日欄へ

- ③ 受けた依頼と受けなかった依頼があります。(→第1②に☑を付けた組織内弁護士等は8へ)

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

- 5 法律事務に関連することのない金員等の資産を預かる際、当該資産を預けようとする者の本人特定事項の確認を ① 行いました。

② 行いませんでした。→7へ

- ③ 行った依頼と行わなかった依頼があります。

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

- 6 法律事務に関連することのない金員等の資産を預かり、本人特定事項の確認を行った際に交付を受けた書類について ① 保存しました。

② 保存しませんでした。

- ③ 保存した依頼と保存しなかった依頼があります。

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

- 7 法律事務に関連することのない金員等の資産を預かり、当該資産預託の概要が記載された書面について ① 保存しました。

② 保存しませんでした。

- ③ 保存した依頼と保存しなかった依頼があります。

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

- 8 金員等の資産を預かった後、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知った案件は、 ① ありました。

② ありませんでした。→第5(第1②に☑を付けた組織内弁護士等は末尾の報告年月日欄へ)

(該当する項目いずれかに☑を付けてください。)

- 9 預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知った後、次のとおり対応しました。

(該当する項目全てに☑を付けてください。)

- ① 違法であることを説明し、その目的の実現を回避するよう説得したところ、金員等の資産を預けた者は説得に応じてくれました。

- ② 違法であることを説明し、その目的の実現を回避するよう説得したものの、金員等の資産を預けた者が説得に応じていませんでした。

- ③ 違法であることを説明したものの、その目的の実現を回避するよう説得しませんでした。

- ④ 違法であることを説明せず、その目的の実現を回避するよう説得もしませんでした。

- ⑤ その他の対応(以下に具体的にお書きください。)

(→第1②に☑を付けた組織内弁護士等は、第5及び第6を回答せず末尾の報告年月日欄へ)

第5 本人確認等の措置を的確に行うための措置の実施状況

本人確認等の措置を的確に行うための措置(規程第9条及びこの規則第10条)の実施状況(規程第11条第1項第5号)は、次のとおりです。

本人確認等の措置を的確に行うための措置として次の措置を講じています。

(該当する項目全てに☑を付けてください。)

- ① 本人確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

- ② 事務職員に対する教育及び訓練の実施

- ③ 本人確認等の措置の実施に関する規程の作成

- ④ 本人確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任

- ⑤ 自らが行う資産管理行為及び取引等の準備又は実行について調査し、及び分析すること並びに当該調査及び分析の結果について、必要に応じて見直しを行い、及び変更を加えること。

- ⑥ 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、本人確認等の措置を行うに際

して必要な情報の収集、整理及び分析を行うこと。

- ⑦ 自らが行う資産管理行為等及び取引等の準備又は実行についての調査及び分析の結果を勘案し、確認記録及び取引記録を継続的に精査すること。
- ⑧ 厳格な顧客管理が必要な資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行について、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、本人確認等の措置を行うに際して必要な情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載した書面を作成し、確認記録及び取引記録と共に保存すること。
- ⑨ 本人確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。
- ⑩ ①から⑨までに掲げる措置のいずれも講じていません。

→末尾の報告年月日欄へ

第6 規程第11条第1項第2号から第5号までに掲げる措置又は対応の不実施
(☑を付けてください。)

- 全期間を通じて弁護士等の職務を行っていないため、規程第11条第1項第2号から第5号までに掲げる措置又は対応を行っていません。

以上

報告年月日 年 月 日

氏名又は名称	登録番号又は届出番号
事務所名称	
事務所の所在場所 〒	

注1：職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記入してください。
注2：弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合は、提出先の弁護士会の地域に所在する全ての事務所の名称及び所在場所を記入してください。

御提供いただいた個人情報は、本会の個人情報に関する規程等に従い厳重に管理いたします。なお、個人情報は、統計的に処理し、及び分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。